

政令第百五十六号

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令

内閣は、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において「金融会社等」、「特定金融会社等」及び「社債の発行等」とは、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項及び第三項並びに第三条に規定する金融会社等、特定金融会社等及び社債の発行等をいう。

（金融業者の定義）

第二条 法第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
- 二 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号から第五号までに掲げる者

三 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋

（貸付資金の受入方法）

第三条 法第三条に規定する政令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 社債の発行

二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第八号に掲げる約束手形の発行

三 法人からの貸付資金の受入れであつて、前二号に掲げる方法に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める方法

（特定金融会社等の資本又は出資の額）

第四条 法第六条第一項第二号に規定する政令で定める金額は、十億円とする。

（人的構成の基準）

第五条 法第六条第一項第三号に規定する政令で定める基準は、金銭の貸付けに係る審査の業務に三年以上従事した者が二名以上その金融会社等の金銭の貸付けに係る審査の業務に従事していることとする。

（廃止の届出等を行う者）

第六条 法第八条第一項に規定するその他の政令で定める者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 特定金融会社等が合併により消滅した場合 その特定金融会社等を代表する役員であつた者
- 二 特定金融会社等が破産により解散した場合 その破産管財人
- 三 特定金融会社等が合併及び破産以外の理由により解散をした場合 その清算人
- 四 前三号以外の理由により特定金融会社等が法第二条第二項に規定する金融会社等に該当しないこととなつた場合 その特定金融会社等であつた法人を代表する役員
- 五 特定金融会社等が社債の発行等による貸付資金の受入れをやめた場合 その特定金融会社等を代表する役員

(登録取消し等の後もなお特定金融会社等とみなされる一般承継人から除かれる者)

第七条 法第十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行
- 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行

三 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社（同条第五項に規定する相互会社を除く。）

四 証券取引法第二条第二十一項に規定する証券金融会社

（登録取消し等の後もなお特定金融会社等とみなされる債務の範囲）

第八条 法第十四条に規定する社債の発行等に係る債務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定金融会社等が第三条各号に掲げる方法で貸付資金を受け入れることにより負担した債務

二 第一号に掲げる債務の不履行による損害賠償に係る債務

（権限の委任）

第九条 金融再生委員会は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法による権限（法第十六条第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

2 金融監督庁長官は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

(大蔵省組織令の一部改正)

第二条 大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第十五号中「及び短資業者等」を「、短資業者等」に、「第六号」を「第五号」に、「に関する法令」を「及び特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）に規定する特定金融会社等をいう。第六十四条第一項第七号において同じ。）に関する法令」に改める。

第六十四条第一項第七号中「及び短資業者等」を「、短資業者等及び特定金融会社等」に改める。

(金融再生委員会組織令の一部改正)

第三条 金融再生委員会組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）に規定する特定金融会社等をいう。第二十条第一項第六号の二において同じ。）の登録及び監督に関すること。

第十条第二項中「及び第二十七号」を「、第二十七号及び第二十八号」に改める。

第二十条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 特定金融会社等の登録及び監督に関すること。

第二十条第一項第十六号中「、第七号」を「から第七号まで」に改める。